

入学する学校については、住所地に基づいて教育委員会が定めています。(指定校という。)

お住まいの地域によって予め指定された小・中学校へ通学することが原則であり、入学する学校を自由に希望することはできません。

ただし、住所地の指定校に入学することができない等の特別な事情がある場合は、指定校変更の申立てをすることができます。教育委員会の審査により、申立て内容が指定校変更審査基準(2頁参照)の認定基準に該当すると認められ、受け入れる学校の運営等にも支障がない場合に限り、指定校を変更することができます。

令和7年4月に新入学する方の指定校変更の申立てについては、次のとおり受け付けます。

1 申立者

杉並区に住民登録があり、令和7年4月に区立小・中学校へ新入学する児童・生徒の保護者。

2 受付期間・受付時間・受付窓口

以下の①②いずれかの方法で期間内に申立ての手続きをお願いします。

① 窓口の場合

認定事由により受付期間や受付窓口が異なりますのでご注意ください。



初日は大変込み合います。
時間に余裕をもって
お越しください。

(1) 認定事由 第1~6、8号 による申立て	小学校	令和6年12月12日(木)~12月19日(木)
	中学校	(土・日・祝日を除く)
(2) 認定事由 第7号による 申立て	小学校	令和6年12月25日(水)~12月27日(金)及び 令和7年1月6日(月)~1月7日(火)
	中学校	令和7年1月10日(金)~1月16日(木)(土・日・祝日を除く)
	受付窓口 時間	「令和7年4月新入学 指定校変更受付会場」杉並区役所 12月12日~13日…西棟8階 第9会議室(午前9時~午後5時まで) 12月16日以降…西棟6階 第7会議室(午前9時~午後5時まで)
	受付窓口 時間	「杉並区教育委員会事務局 学務課 学事係」 杉並区役所東棟6階 ③番窓口(午前9時~午後5時まで)

② 郵送の場合(認定事由第2、7、8(1)~(2)号のみ)

郵送による申立ての場合には、封筒の表に「指定校変更申立書 在中」と赤字で記載し、必ず簡易書留により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については、責任を負いません。

(1) 認定事由 第2、8(1)~(2) 号による申立て	小学校	令和6年12月12日(木)~12月19日(木)(必着)	【送付先】 〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1 杉並区教育委員会 学務課学事係
	中学校		
(2) 認定事由 第7号による 申立て	小学校	令和6年12月25日(水)~令和7年1月7日(火) (必着)	
	中学校	令和7年1月10日(金)~1月16日(木)(必着)	

【注意事項】

○受付期間を過ぎた場合は、受け付けできません。ただし、認定事由第1~6、8号による申立てで受付期間を遅れたやむを得ない事由がある場合は令和7年2月3日(月)から追加で受け付けします。

○杉並区内・区外を問わず、旧住所からの指定校変更申立ては無効になりますのでご注意ください。

3 指定校変更審査基準（新入学生対象事由のみ抜粋）

別表第1（第2条-第6条、第8条関係）

指定校変更審査基準					
号	認定事由	添付書類	対象	備考	注意事項
1 転居その他居住地の変更に関する事情による場合					
(3)	1年以内に転居の予定があるため、あらかじめ転居予定地の指定校への就学を希望する場合	賃貸借契約書、建築請負契約書等の写し	小学校及び中学校の新入学生及び在校生	入学後1年以内に転居の予定があります。	
2	児童又は生徒の兄弟姉妹が現在在籍する学校への就学を希望する場合		小学校及び中学校の新入学生	※ 付記3のとおり	兄弟が卒業した後に弟妹が入学する場合は該当しません。
3 児童又は生徒の心身の障害に関する事情による場合					
(1)	心身の障害や病虚弱のため通学距離等に配慮する必要がある場合	診断書、障害者手帳等	小学校及び中学校の新入学生及び在校生		必要に応じて、学校や幼稚園、保育園等に状況を確認しますので、ご了承ください。
(2)	慢性疾患等により定期的な通院が必要であり、病院に最寄りの学校へ通学する必要があると認められる場合	診断書、障害者手帳等通院先、通院頻度等がわかるもの			
4 保護者の就労、親族関係の変更その他の家庭の事情による場合					
(1)	保護者が長期療養、介護等のため、児童又は生徒が住所地以外で保護されることに伴い、保護先の指定校への就学を希望する場合	預かり証明書及び預かり先の住所が確認できるもの 疾病や介護等の状況が確認できるもの	小学校及び中学校の新入学生及び在校生		
(2)	保護者の就労等のため、児童が放課後に保護者の親族・知人の居所又は保護者の勤務先の所在地で過ごすため、その所在地の指定校への就学を希望する場合	就労証明書 預かり証明書及び預かり先の住所が確認できるもの	小学校の新入学生 及び在校生（現1年生～3年生）		児童クラブが近いという理由では該当しません。
(3)	保護者の離婚、別居等の理由により、児童又は生徒が住所地以外で生活しており、その居住地の指定校への就学を希望する場合	事件係属証明書等 預かり証明書及び預かり先の住所が確認できるもの	小学校及び中学校の新入学生及び在校生		
5 いじめ、不登校その他の学校生活の事情による場合					
(2)	学校入学時において、保育園、幼稚園、小学校等におけるいじめ等が理由で指定校に就学することが困難であり、特に配慮を必要とする場合		小学校及び中学校の新入学生	特に配慮を必要とする状況を整理した理由書（書式は自由）を持参してください。	必要に応じて、学校や幼稚園、保育園等に状況を確認しますので、ご了承ください。 単に「仲の良い友達がいるから」という理由では該当しません。
6	住所地から指定校までの道のりが、住所地から最も近い隣接校までの道のりの概ね2倍になる場合	住所地から指定校及び隣接校への経路を書いた地図	小学校の新入学生	※ 付記4のとおり	道のりの計測は杉並区公式ホームページに掲載している「すぎナビ電子地図サービス」を利用してください。
7	学校の特色ある教育活動等に参加を志望する場合	志望理由書（小学校用） （第5号様式） 志望理由書（中学校用） （第6号様式）	小学校及び中学校の新入学生	※ 付記4及び付記5のとおり	別途指定する申立受付期間以外は受付できません。 部活動を理由とする場合、指定校に該当する部活動がある場合は申立てできません。 学校施設、通学路の状況、交友関係は、特色ある教育活動に該当しません。
8 その他					
(1)	杉並区立桃井第二小学校の指定通学区域で杉並区立井荻中学校及び杉並区立天沼中学校が指定校となる区域の特例措置に該当する場合		中学校の新入学生	【対象地域】 上荻2丁目1～4、7～10、14～21	対象地域に居住し、杉並区立桃井第二小学校に在籍している児童が対象となります。
(2)	施設一体型小中一貫教育校に在籍する児童の場合（杉並区立新泉和泉小学校及び杉並区立高円寺小学校）		中学校の新入学生		杉並区立新泉和泉小学校の卒業予定者は杉並区立和泉中学校へ、杉並区立高円寺小学校の卒業予定者は杉並区立高円寺中学校への申立てを行うことができます。
(3)	第1号から第7号までに掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合	事実を確認できるもの	小学校及び中学校の新入学生及び在校生		

付記

- 指定校の変更に伴う通学時間は、小学校の場合は**40分以内**、中学校の場合は**60分以内**とし、通学途上における児童又は生徒の安全については保護者が責任を持つこと。
- 通学は徒歩によるものとするが、教育委員会がやむを得ないと認める場合は、公共交通機関により通学することができる。
- 施設一体型小中一貫教育校は、小中学校を一つの学校として取扱う。
- 指定校変更審査基準第6号及び第7号の事由により申立てのできる学校の範囲は、別表第2で定める指定校に隣接する学校とする。
ただし、西荻北三丁目5番から11番までに居住する杉並区立松庵小学校卒業予定児童は杉並区立西宮中学校へ、高井戸東四丁目3番から21番までに居住する杉並区立高井戸小学校卒業予定児童は杉並区立富士見丘中学校へ、指定校変更審査基準第7号の事由による申立てを行うことができる。
- 指定校変更基準第7号の認定基準に係る審査基準については別表第3のとおりとし、各学校の受入れ人数は、学校の状況等により教育委員会が別に定める。
（別表第3は「志望理由書」と一緒にお渡します。「志望理由書」の配布は **6 必要書類** の③(3)を確認してください。）

「杉並区における指定校変更の申立てに関する審査基準及び事務処理要綱」（別表第1～5）は、
下記の杉並区公式ホームページ（<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>）で確認することもできます。

くらしのガイド → 教育・学校 → 学校 → 新入学手続き → (4) 就学通知書により指定された学校への入学が困難な場合（指定校変更）から「指定校変更審査基準」と「よくある質問と回答」をご覧ください。

別表第2(別表第1の第6号、第7号関係)(指定校と隣接校)

指定校	隣接校									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1 杉並第一	杉並第六	杉並第七	杉並第九	馬橋	天沼					
2 杉並第二	杉並第六	杉並第七	西宮	東田	高井戸	松ノ木				
3 杉並第三	杉並第十	高円寺								
4 杉並第六	杉並第一	杉並第二	杉並第七	東田	馬橋	堀之内	高円寺			
5 杉並第七	杉並第一	杉並第二	杉並第六	西宮	桃井第二	天沼				
6 杉並第九	杉並第一	馬橋	桃井第五	沓掛	天沼					
7 杉並第十	杉並第三	堀之内	和田	済美	高円寺					
8 西田	杉並第二	杉並第七	桃井第二	松ノ木	高井戸					
9 東田	杉並第二	杉並第六	堀之内	松ノ木						
10 馬橋	杉並第一	杉並第六	杉並第九	高円寺						
11 桃井第一	桃井第二	桃井第三	西宮	井荻	沓掛	三谷	天沼			
12 桃井第二	杉並第七	西宮	桃井第一	桃井第三	松ノ木	天沼				
13 桃井第三	桃井第一	桃井第二	松ノ木	井荻	高井戸第四	松ノ木				
14 桃井第四	井荻	三谷								
15 桃井第五	杉並第九	西宮	沓掛	八成						
16 四宮	桃井第一	桃井第二	沓掛	八成	三谷					
17 荻窪	西宮	桃井第二	桃井第三	高井戸	高井戸第四	久我山				
18 井荻	桃井第一	桃井第三	桃井第四	松ノ木	三谷					
19 沓掛	杉並第九	桃井第一	桃井第五	西宮	天沼					
20 高井戸	杉並第二	西宮	松ノ木	松ノ木	富士見丘	高井戸東	久我山			
21 高井戸第二	高井戸第四	松ノ木	富士見丘	久我山						
22 高井戸第三	松ノ木	高井戸東	松ノ木							
23 高井戸第四	桃井第三	松ノ木	高井戸第二	松ノ木	久我山					
24 松ノ木	桃井第三	井荻	高井戸第二	高井戸第四						
25 浜田山	杉並第二	高井戸	高井戸第三	松ノ木	高井戸東					
26 富士見丘	高井戸	高井戸第二	高井戸東	久我山						
27 大宮	方南	済美	松ノ木	新泉和泉						
28 堀之内	杉並第六	杉並第十	東田	済美	松ノ木	高円寺				
29 和田	杉並第十	方南	済美							
30 方南	大宮	和田	済美	新泉和泉						
31 済美	杉並第十	大宮	堀之内	和田	方南	松ノ木				
32 八成	桃井第五	西宮								
33 三谷	桃井第一	桃井第四	西宮	井荻						
34 松ノ木	杉並第二	東田	西宮	大宮	堀之内	済美				
35 高井戸東	高井戸	高井戸第三	西宮	富士見丘						
36 久我山	松ノ木	高井戸	高井戸第二	高井戸第四	富士見丘					
37 天沼	杉並第一	杉並第七	杉並第九	桃井第一	桃井第二	沓掛				
38 永福	高井戸第三	松ノ木	大宮	松ノ木	新泉和泉					
39 新泉和泉	大宮	方南	松ノ木							
40 高円寺	杉並第三	杉並第六	杉並第十	馬橋	堀之内					

指定校	隣接校									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1 高南	松ノ木	和田	高円寺							
2 杉森	阿佐ヶ谷	天沼	東原	高円寺						
3 阿佐ヶ谷	杉森	東田	松ノ木	天沼	松ノ木	高円寺				
4 東田	阿佐ヶ谷	松ノ木	高井戸	松ノ木						
5 松ノ木	阿佐ヶ谷	東田	天沼	井荻	神明	宮前	高井戸			
6 天沼	杉森	阿佐ヶ谷	松ノ木	東原	中瀬	井荻	神明			
7 東原	杉森	天沼	中瀬							
8 中瀬	天沼	東原	井荻	井草						
9 井荻	松ノ木	天沼	中瀬	井草	荻窪	神明				
10 井草	中瀬	井荻	荻窪							
11 荻窪	井荻	井草	神明							
12 神明	松ノ木	天沼	井荻	荻窪	宮前	西宮				
13 宮前	松ノ木	神明	富士見丘	高井戸	西宮					
14 富士見丘	宮前	高井戸	西宮							
15 高井戸	東田	松ノ木	宮前	富士見丘	向陽	松ノ木	大宮			
16 向陽	高井戸	大宮	和泉							
17 松ノ木	高南	阿佐ヶ谷	東田	高井戸	大宮	和田	高円寺			
18 大宮	高井戸	向陽	松ノ木	泉南	和田	和泉				
19 泉南	大宮	和田	和泉							
20 和田	高南	松ノ木	大宮	泉南						
21 西宮	神明	宮前	富士見丘							
22 和泉	向陽	大宮	泉南							
23 高円寺	高南	杉森	阿佐ヶ谷	松ノ木						

【注意事項】

※1 「指定校」とは、令和6年12月に郵送する「就学通知書」に記載している学校です。

※2 次に示す小学校は、教室不足や学校の状況等により認定事由第6号及び第7号による申立てはできません。
杉並第九小、西田小、桃井第五小、四宮小、荻窪小、高井戸小、浜田山小、永福小（一覧表では☒で示してあります。）

※3 次に示す小学校は、学校の状況等により認定事由第7号による受入れ人数を5人とします。
杉並第十小、桃井第一小、方南小、天沼小

※4 次に示す中学校は、学校の状況等により認定事由第7号による受入れ人数を10人とします。
東田中、井荻中

○「杉並和泉学園」の就学通知書は「杉並区立新泉和泉小学校」「杉並区立和泉中学校」で通知します。
○「高円寺学園」の就学通知書は「杉並区立高円寺小学校」「杉並区立高円寺中学校」で通知します。

4 認定事由第6号による申立てについての注意事項

住所地から小学校の指定校までの道のりが、最も近い隣接校までの道のりの概ね2倍になる場合

申立てできる学校は指定校に隣接する学校です。(上記の表で確認してください。)
申立て者が多数になり、受入れ人数を制限することになった場合は、指定校から遠い順に認定します。

5 認定事由第7号による申立てについての注意事項

学校の特色ある教育活動等に参加を志望する場合

- (1) 申立てできる学校は指定校に隣接する学校です。(上記の表で確認してください。)
- (2) 受入れ人数には上限があります。

小学校	各校 10 人まで (受入制限校あり)	中学校	各校 15 人まで (受入制限校あり)
-----	---------------------	-----	---------------------
- (3) 申立てできる学校及び志望理由書の内容を教育委員会が審査し、指定校変更の認定又は不認定を決定します。
 審査は、志望理由書の採点を行い、合計点数の上位者から順に受入れ人数上限まで認定します。ただし、申立て人数が受入れ人数に満たない場合でも、審査の結果不認定となる場合があります。
- (4) 「中学校で参加したい部活動が指定校にはないが、隣接校にはある」という場合は、認定事由第7号による申立てをすることができます。
 ○ 指定校にも該当する部活動がある場合は、「特色ある教育活動」には該当しません。
 ○ 小学校には教育活動の部活はないため、「参加したい部活動」での申立てはできません。
- (5) 認定事由第1~6、8号のいずれかによる指定校変更の申立ては、認定事由第7号による申立てに優先します。認定事由第7号と合わせて申立てをすることはできません。
- (6) 障害のあるお子さんや配慮の必要なお子さんの就学先についての相談は、特別支援教育課就学支援相談係(就学前教育支援センター2階「電話 03-5929-9481(代表)」)へ事前をお願いします。

6 必要書類

① 指定校変更申立書

窓口で申立てを行う場合には、受付窓口での相談後お渡ししますので、その場で記入をお願いします。郵送の場合には、用紙を学務課学事係の窓口に取りに来ていただくか、杉並区公式ホームページから令和6年12月9日（月）以降、ダウンロードできますので印刷してご記入ください。

② 就学通知書（入学のお知らせ）

令和6年12月9日（月）発送を予定しています。

③ 認定事由ごとの添付書類（2頁参照）

(1) 認定事由第1、3、4、6号による場合
認定事由に加えて特別な事情があるときは、「理由書」（書式は自由）も用意してください。
(2) 認定事由第5号 いじめ、不登校その他の学校生活の事情による場合
限られた受付期間に申立てが集中するため、「理由書」（書式は自由）として、指定校に就学することが困難である事情を詳しく記載した書面を用意してください。（いじめを理由とする場合は、学校等に事実確認を行うため、相手の氏名も記載してください。）
(3) 認定事由第7号 学校の特色ある教育活動等に参加を志望する場合
「杉並区立学校指定校変更 志望理由書 第5号様式（小学校用）」 「杉並区立学校指定校変更 志望理由書 第6号様式（中学校用）」 } いずれか
○ 志望理由書の用紙は、令和6年12月9日（月）から学務課学事係の窓口で配布します。（杉並区公式ホームページからも令和6年12月9日（月）以降、ダウンロードできます。）
杉並区公式ホームページ (https://www.city.suginami.tokyo.jp/)
オンラインサービス → 申請書サービス → 子ども・教育 → 学校
○ 志望理由書は小学校を志望する場合は保護者の自筆、中学校を志望する場合は就学予定者本人の自筆を原則とします。
○ 中学校を志望する場合で、やむを得ず本人が記入できず保護者が代筆する場合には、代筆の理由も志望理由書に記入してください。

7 結果通知

- 教育委員会は申立内容を審査し、指定校変更の認定又は不認定を決定します。
- 申立期間終了日の翌日から起算して20日以内に結果を通知します。

(1) 認定事由第1～6、8号による申立て	令和7年1月7日（火）に発送
(2) 認定事由第7号による申立て	小学校 令和7年1月21日（火）に発送
	中学校 令和7年2月3日（月）に発送

指定校変更が認定された場合は、認定通知書の到着後、速やかに変更先の学校に連絡してください。小学校は入学前に校長との親子面談を行う場合があります。

【問合せ先】 杉並区教育委員会事務局 学務課学事係（杉並区役所東棟6階③番窓口）
電話 03-5307-0760（直通） 〒166-8570 杉並区阿佐谷南1-15-1

（令和6年12月発行）